

頁	項目	正	誤
13	I-A地区、I-B地区の2欄目の建築することができない建築物	・兼用住宅で非住宅部分の面積が $1/2 \times$ 延べ面積を超え、かつ 50m^2 を超えるもの ・物販店舗 兼用住宅 ・老人福祉センター ・児童厚生施設等	枠の左記アンダーライン部が半分印刷欠け
13	I-C地区の7欄目の外壁等の面の位置の制限を適用しない建築物など	現状の一団地認定の建築形態を維持する(敷地面積 $6,854\text{m}^2$ 16棟38戸及び集会所1棟)、全体の敷地利用の変更計画のある時は、事前に真美ヶ丘自治会との協議を実施する	左記説明文の最終の“る”の文字が印刷欠け
13	1-A・B・C地区共通屋根形状の解説図	直角2等辺三角形の屋根形状	左記説明文の最終の形状の“状”が印刷欠け
21	地区計画のルールで3項の最終下欄	敷地分割後の可否の事例	左記の文の最終の事例の“例”が印刷欠け
21	地区計画のルールで3項の最終下欄	建物が建っている敷地	左記で“ている敷地が”印刷欠け
21	地区計画のルールで3項の最終下欄	分割図面の2番目の図 300m^2 分割不可図の分割後図の可否判定で ・ 190m^2 敷地で 地区計画 <u>不適格</u> ・ 110m^2 の敷地で <u>建築不可</u>	左記で ・不適格が印刷抜け ・不可の可が印刷欠け